

定期試験等における不正行為について

定期試験等における不正行為（カンニング、答案用紙持ち帰り、許可されていないものの持ち込みなど）は、けっして許されない。またレポート作成の際に、ウェブサイトに掲載されたものを含む他者の文章などを盗用・剽窃することは、同じように悪質な不正行為である。このような不正行為に対しては、学則に基づき厳しい処分を行う。

諸君が塾生としての誇りをもって正々堂々と定期試験に臨むことを期待する。

以上

二〇二五年五月

文学部長 佐藤孝雄